



当県における 災害対策本部等の対応について

災害発生前：情報連絡室

【概要】

- ・ 災害による被害の発生が事前に予想される場合に設置される、情報収集・共有体制

【設置基準】

- ・ 大雨、洪水、大雪等の警報が発表されたとき
- ・ 早期注意情報で、警報級の可能性が「高」と発表されたとき
- ・ 台風が通過若しくは接近することにより警戒が必要と見込まれるとき



災害発生直後（大規模災害）：災害対策本部

【概要】

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、関係機関と連絡・調整を図り、情報収集、災害予防及び災害応急対策を実施

【設置基準】

- ・ 特別警報（大雨、暴風、大雪等）が発表されたとき
- ・ 震度6弱以上、大津波警報が発表されたとき
- ・ 大規模な災害の発生またはそのおそれがあり、全庁的な対応が必要であると認められるとき

○ 情報連絡室会議

【会議開催】

- 構成課や関係機関等との情報共有、対応体制の確認、県民への注意喚起が必要と判断される場合

【会議参集機関】

- 対象事象(風水害、雪害)や想定被害を考慮し関係課・関係機関を参集

- 県関係課参集分野：広報、防災、福祉、農林、農地、土木、交通、教育、県警等
(対象事象により影響が特に大きいと考えられる関係課を参集『風水害15課、雪害17課』)
- 指定地方行政機関：新潟地方気象台、北陸地方整備局[※]
- 指定公共機関等：東北電力NW(株)[※]、NTT東日本(株)[※]、JR東日本(株)[※]、東日本高速道路(株)[※]
※発生事象(台風、大雪)や想定される被害状況等(停電、通信障害、運休、交通規制)を考慮し、影響が懸念される対象主体を参集

- 会議は報道機関へ公開するとともに、市町村・消防・県地域機関に配信

【会議内容】

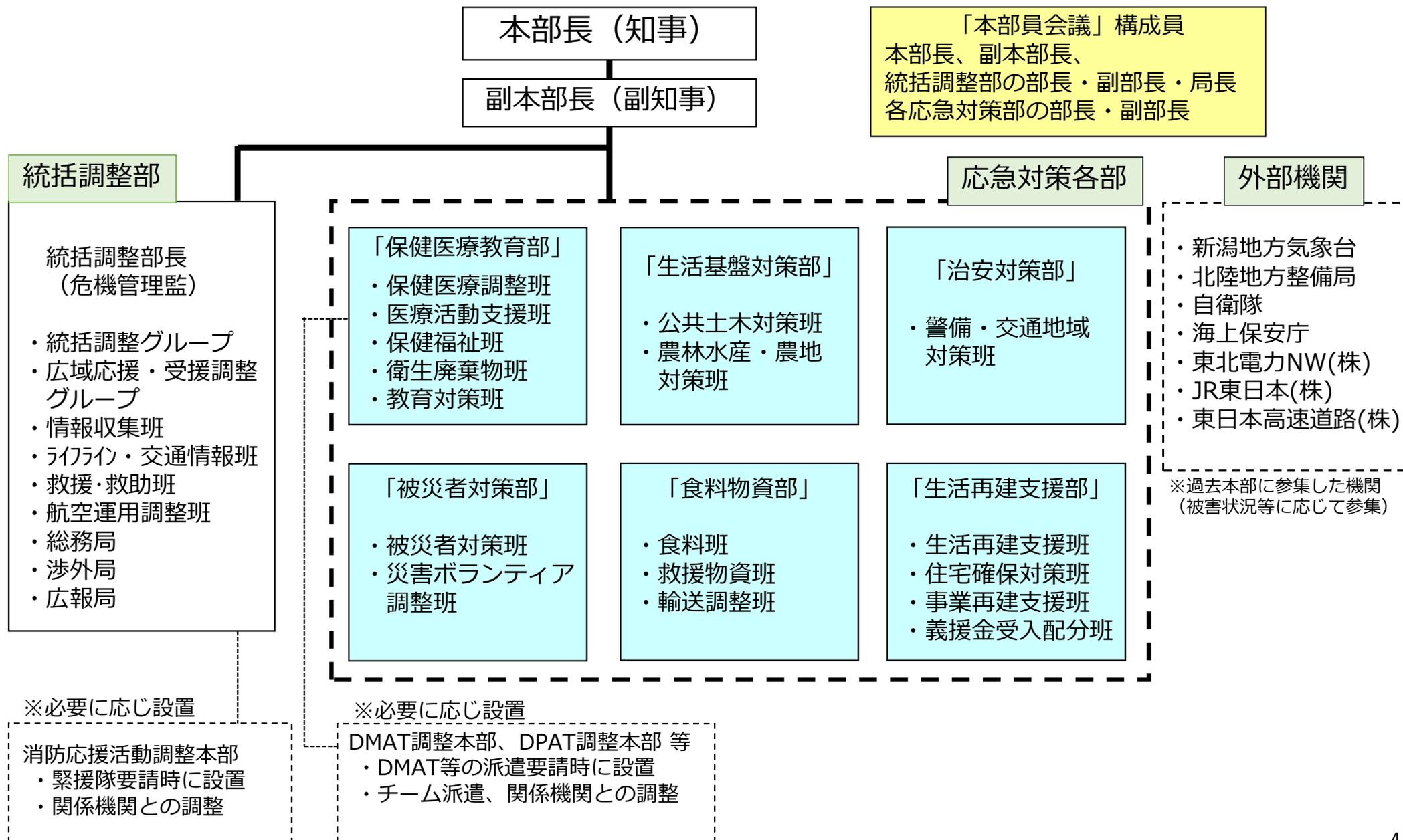
- 気象台による今後の気象見通しの解説
- 庁内関係課へ体制や初動対応の確認
- 県民への呼びかけ・注意喚起

【気象解説の活用】

- 県庁関係機関(本庁・地域機関(県警含む))で情報共有するとともに、警戒体制(人員・時期)検討の参考情報として活用。合わせて、県警では救助資機材の積載など出動準備検討に活用。
- 市町村内で情報共有するとともに、警戒体制や避難所開設、所管施設(学校等)の対応検討(休校判断等)の参考情報として活用。合わせて市民への注意喚起に活用。
- 報道機関を通じて県民へ注意喚起

○ 災害対策本部

【新潟県災害対策本部組織図・参集機関】



○ 災害対策本部会議

【会議開催】

- 地震発生後の概ね1時間後(第1回)、概ね3時間後(第2回)、その後は適宜開催
- 風水害等の事象では、気象・被害状況等を踏まえて適宜開催

【会議内容】

- 気象台による今後の気象見通しの解説
- 災害対策本部の各部で収集した被害状況・対応状況等の報告(情報の一元的収集)
- 支援・応援要請等の重要事項の協議・方針決定

部	情報収集先	本部で収集する情報
統括調整部	市町村、消防、事業者(交通、ライフライン)、道路管理者 等	被害状況(人的・建物)、職員応援要請、救助活動、交通・ライフラインの状況 等
被災者対策部	市町村、県社会福祉協議会 等	避難所運営、ボランティアセンター運営状況 等
食料物資部	市町村、トラック協会 等	食料・生活必需品の支援要請、物資輸送状況 等
生活再建支援部	市町村 等	被災者生活再建支援、仮設住宅対応状況 等
保健医療教育部	市町村、医療機関、医師会 等	被害・対応状況(医療機関、福祉施設 等)
生活基盤対策部	県地域機関	被害・対応状況(土木、農林・農地)
治安対策部	県警	災害警備活動の状況 等

【気象解説の活用】

- 発生事象の解説を参考に、優先的に被害状況を確認する地区検討の参考情報として活用
- 応急復旧対応において、今後の気象見通しを踏まえた応急復旧の優先度の検討や、被災箇所への安全確保のための巡視強化などの参考情報として活用
- 大規模災害時に災害対策本部内の調整本部に参画する機関(緊急消防援助隊、DMAT等)に情報共有し、急性期の対応検討の参考情報として活用が想定される